

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）を学ぼう！ 管理職だけでなくすべての教職員が知っておきたい！

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）

勤務の特殊性から給与や勤務条件について特例を定めるとしています。

第3条 教育職員には教職調整額
給与月額4%の額を基準として支給し、時間外勤務・休日勤務手当は支給しないとしています。

- 労基法37条は超勤手当を払うとされています。教育職員は、放課後の生徒指導や部活などその勤務が特殊であるから、予めその分を4%を給料とみなして支給するとしました。（1971年から）
 - 4%は何が基準？1966年当時の教育職員の超勤時間の平均です。

(当時の教育職員の超勤時間の平均は、小学校1時間20分 中学校2時間30分 平均1時間48分でした)

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合の等の基準を定める政令

- 1 「原則として時間外勤務を命じない」としています。
 - 2 時間外勤務を命じる場合は、以下の4項目に従事する場合であり、且つ、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るとしています。
 - イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - ハ 職員会に関する業務
 - ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に關し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

管理職は原則として時間外勤務は命じてはならないのです。やむを得ず命じる場合も、「(教育職員の)健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」とされています。命じた場合は、適切に勤務を割振らなければなりません。

部活の顧問でない教員に「みんなが部活で残っているから残るように」と指導したり「20時より早く帰れることはないから覚悟して」などというような管理職の発言は、たとえ教育現場の過酷さを事前に伝えたい思いやりであっても、極めて不適切であると言わざるをえません。

教職員の心身の健康のために業務内容を見直し、勤務を適切に割振るのは管理職の責任です。自主的な休日勤務や平日の超勤を「熱心な教職員集団」として評価し、超勤を覚悟し促すような管理職の発言は、法令をきちんと理解してのものなのかと問いたくなります。

もちろん、割振り簿を作成したり勤務時間を厳正に意識した学校経営をしたり、業務改善に取り組んでいる先進的な管理職・職場も増えてきつつあります。みなさんの職場はどうでしょうか。

1年単位の変形労働時間制導入を可能にする条例制定される

国の給特法の改定を受け、香川県でも「1年単位の変形労働時間制」が導入できるように条例が改正されました。（2021年4月1日施行）香教組は、「現場の働き方改革がいっこうに進んでいないこと」「労働者的心身の健康を守るために8時間労働の原則を逸脱すること」として、この制度の導入には反対です。また、原則、個人単位の取得になりますので、管理や事務が煩雑になる上に、取得できる人できない人の間で分断が生まれることも危惧されます。

現段階では、どの市町の教育長も校長も導入には慎重です。抜本的な働き方改革が進まない限り、この制度の導入はできません。導入に際しては、教職員との十分な協議が必要とされています。

年休の起算日が“9月1日”に

県教委の「働き方改革の推進と1年単位の変形労働時間制の説明会」の折に、香教組が言った「本気で教職員を休ませたいなら、年休の起算日を9月1日に」という要求が実現しました。合わせて、夏休みに年休を取得できるように、研修や部活動などの精選をするように要求しています。

県教委は、6月頃までは、できるだけ事務などが煩雑にならないように制度を整え、現場に伝えたいと話しています。

ができます▼仲間が増えることで、子どもたちの教育条件をさらに充実させることができます。もちろん、教職員がもっと働きやすい学校をつくることにつながります▼香教組がお届けする「香川教育」は、教職員として働き、生活するためのヒントが満載です▼アンケートに答えたり、要求に対して署名したりするだけでも一人一人の小さな力が大きな力になり、社会が変わつていくのです▼香教組は組合員の組合費で支えられています。あなたも香教組へ入りませんか?

あなたもともに

小黑板

一 活

活動卷

助
教

木 て 組

いに

四

四